

るか否かによって、子どもや家族の状況に違いが見られた。例えば保育機関が関わっている事例に比較して、関わりが少ない事例ほど重症度が高い傾向がみられる。関わっている事例は身体的虐待の比率が高く、関わっていない事例はネグレクトが多い。身体的な虐待は発見しやすいため、保育所が支援に関わることができる。その結果として虐待の進行を予防することができる、あるいはある時点で通告につながるため、重症度の違いとなって現れることが考えられる。一方でネグレクトは明確な虐待と判断しにくく、支援の手が遅れるという可能性が考えられる。保育機関が関わっている事例では、虐待の認識を持ち支援の受け入れに肯定的な比率が高い。肯定的なのは、当初からの親側の要因と、保育機関の努力が考えうるが、具体的な事例の検討では後者の要因が大きいのではないかと予測された。一方で保育機関が関わっていないケースでは、生活の困難度も高いことが明らかであった。ただし、そのような中でも全く支援の手がないということではなく、保育機関以外の多様な機関が家族を支えている現実には希望が持てる。

13 小学校での支援

当該児が10歳である28事例を取りあげ、虐待の種別により学校の関わりはどうか、また、子どもの抱える困難とはどのような関連があるのかについて検討した。

受理時の虐待種別では、身体的虐待とネグレクトがそれぞれ13例ずつで全体の9割以上を占め、心理的虐待と性的虐待は少なかった。また小学校は、当該受理以前には7割が、当該受理以降では8割弱が子

どもに対して何らかの対応をしており、まったく学校について記載のない記録はほとんど見られなかった。このことから、小学校は虐待を早期発見する拠点として機能していると考えられる。

子どもの虐待種別に見ると、ネグレクトの場合に当該受理以前から学校が子どもや家庭に働きかけているケースが多かった。ネグレクトでは大多数に不登校傾向が認められたが、不登校をはじめとして欠食や不潔などの目に見える子どもの状況が、虐待として受理される以前から学校が関わる大きな理由であると考えられる。身体的虐待の場合は、受理以前から学校が関わっていたケースが6割弱で、当該児に病弱あるいは何らかの障害や、暴力・非行傾向が見られることが多かった。

当該受理以降も、児童相談所と連携しながら対応する学校が約8割であった。対応の内容は見守りがほとんどであった。学校ならではの積極的な対応としてはどのようなことができるのかを考えることが今後の検討課題のひとつであろう。

14 14・15歳児における教育機会と社会的自立

当該受理年度に14歳・15歳であった事例について、主に中等教育段階の教育機会とその後の社会的自立についての課題を分析した。まず義務教育段階での学校適応において、一時保護や施設入所経験、不登校、問題行動、いじめ被害など、様々な困難が累積しており、安定して学校生活を継続できる状況にはなかった。特にネグレクトケースで、小学校段階から中学校段階になると急激に不登校状態が広がっていた。その

ため、教育権の実質的な保障の観点からネグレクトケースの不登校対応について特に留意する必要がある。また高校進学に関して生活基盤の安定が条件として欠かせず、高年齢児童の社会的養護の重要性は教育機会の保障の観点からも重要であった。加えて高校進学に際して家庭外の生活基盤を必要としていたケースでは、特に経済的な困難を抱えている傾向が高かった。社会的自立について、高校卒業時点で児童福祉施設に関連していない場合、児童相談所では現状が把握されていなかった。児童養護施設から就労した被虐待児は、生活基盤の確保と職業選択がセットになっており、その選択肢は極めて限られたものであった。

社会経済的な不利が累積した家族に生まれ育ち、家族資源に頼ることができない場合、その不利は子ども世代に転移する可能性が高い。そのため、家族資源を補う、あるいは代替する機能がその緩和には欠かせない。特に生活基盤の確保は教育機会にも社会的自立にも決定的な役割を果たしており、今後、高年齢児童の社会的養護対応について整備が必要と考えられる。

15 ネグレクト事例の援助展開と終結

複合的困難の程度が高かったネグレクトケース 37 ケースの援助展開とその終結状況の分析から、以下が考察された。①援助展開では関係機関との連携が重要な手法となっており、なかでも子どもの日中活動の場である学校・学童・保育所の重要性が確認された。その他、連携先として多い順に保護課・社会福祉課、親族・友人・知人・近隣、児童家庭課・家庭児童相談員との連携が上位を占めていた。②一時保護利用や

児童養護施設入所、ネットワーク会議開催は4割強の事例で実施されていた。③保健所・保健センターや保護課・社会福祉課との連携は、5歳ケースよりも10歳、14・15歳ケースで増えていた一方で、親族・友人・知人・近隣との連携は、年齢が高くなるにつれて減少傾向にあった。④終結時の判断では「関係者の見守りにゆだねる」というものが最も多かった。終結時の判断として、本報告では「虐待の重症度」「介入による危険性の低下」「虐待者である養育者認識の変化や改善」「見守りネットワークの機能度」（見守りネットワークの機能度は、構成員の数、構成員と家族との関係性から判断）で一定の判断を導いた。分析対象となったケースのうち高いリスクを伴っての終結状況となったものが8ケースあった。そのほか、14・15歳ケースでは就職や進学が決まり終結となっているものの、社会的自立への困難性が危ぐされるケースや障害福祉の支援の必要なケースも複数みられた。

以上の結果から次の3点が指摘しうる。第1に「関係機関の見守りにゆだねる」場合の終結状況に関して一定の判断基準をもつこと、第2に終結にむけたクロージング（終結に至る援助段階の支援）の模索の必要性、第3に終結時点のリスクアセスメントとモニタリングである。

E 結論

経済的困窮、家族変動、夫婦間暴力、子どもの障害、養育者の疾病と障害、社会的孤立が重なり合い、複合的な不利が形成される中で、子育ての困難が子ども虐待問題として表面化すると仮説的に考えられる。また「虐待以前・虐待以外」の問題が、こ

うした不利と困難を背景とした時間の経過の中で「虐待」に転化・深刻化していく事例が少なからず確認できる。貧困とは現実の生活過程においては、可能性の制限と対応能力の低下、不利と困難の連鎖・蓄積の過程である。したがって虐待家族に対するソーシャルワーク的介入は、この連鎖を切る機能を持つ必要がある。また児童虐待に対する政策的対応は、広く生活基盤の安定と個々の不利と困難を緩和するための政策を含まなければならない。これは予防的措置でもあり同時に、介入後の支援の基盤でもある。

今回の検討からは特に、①所得保障と生活基盤の安定、すなわち直接的な貧困対策、②DV防止と被害者支援、③障害児の療育と支援、④不登校（園）・いじめ対策等、子どもを排除しない保育所や学校体制、⑤地域での精神保健と精神医療、⑥知的障害等の脆弱性を抱えた親への支援、⑨被虐待児の後期中等教育の保障と社会的自立の支援、⑩施設入所や終結の際のアセスメントと評価、等の充実が不可欠であり、これらを前提に児童相談所における介入とソーシャルワーク、地域を基盤にした連携と支援が有効に機能しうると考えられる。

児童相談所の支援の開始時点は、虐待通告受理以前にさかのぼるものが半数強あり、ひとつの事例の支援に長い時間的経過があることが確認できる。社会資源必要量の推計の基礎となる児童相談所等関係機関の負荷量は、通告事例数ではなく事例の累積数を基礎にすべきである。これを受理後の平均関わり期間で見ると単年度受理数の2.4倍、最初の関わりからの期間で見ると受理数の4.6倍と推計される。

なお本調査の実施に当たって貴重な時間を割いて協力された、児童相談所関係職員各位に感謝申し上げます。また資料整理と集計作業にあたって、研究協力者以外では湯浅朋美さんと田中里奈さんに協力を得た。

